資料３

# 路上喫煙禁止地区指定の拡大について

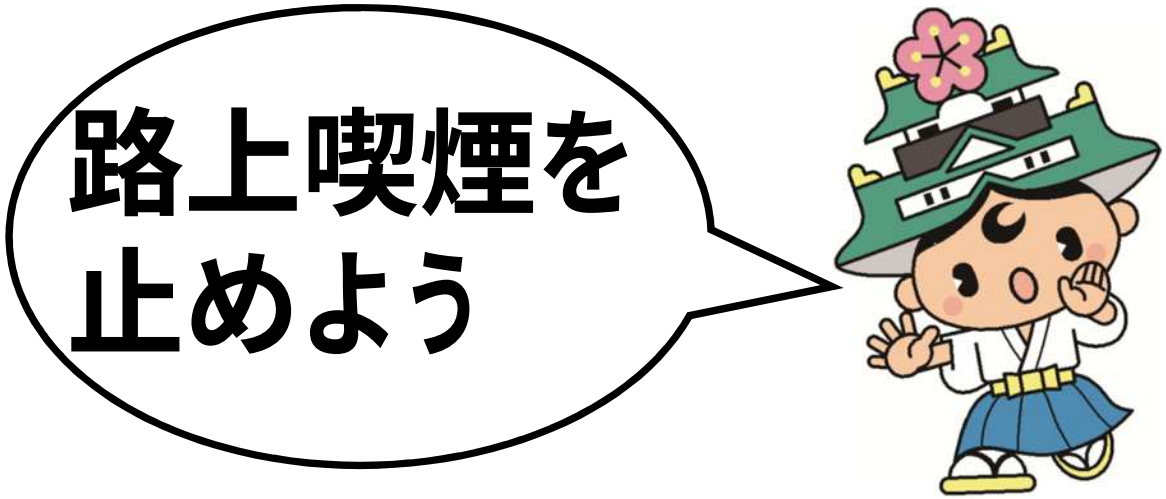

# 路上喫煙禁止の意義

大阪市では、路上喫煙による迷惑や被害の未然の防止を図るため、「大阪市路上喫煙防止に関する条例」を制定しています。特に、路上喫煙による被害が発生するおそれがあると認められる区域を路上喫煙禁止地区として指定し、路上喫煙を禁止するとともに、区域内で喫煙した場合、1,000円の過料が徴収されることになっています。

- 安心、安全　(たばこの火による火傷、火災)
- 健　康　　(たばこの煙による健康被害)
- まちの美化　(たばこの吸い殻のポイ捨て)

# 禁止地区の指定候補となる区域

- 通行者数が多く、路上喫煙による迷惑や被害が特に発生するおそれのある区域
- 禁止地区指定により高いＰＲ・抑止効果が見込める区域
- 禁止地区の範囲について明確性を確保できる区域
- 喫煙場所が確保できる区域
- 日常的な美化活動など喫煙マナーの向上の取組が行われている区域　など

# 現在の路上喫煙禁止地区（中央区）について

平成19年7月～

淀屋橋

御堂筋

髙島屋前

平成31年2月～

長堀通り

心斎橋筋

戎橋筋

髙島屋前

【中央区以外の路上喫煙禁止地区】

平成２７年２月～　都島区京橋地域

令和　２年２月～（予定）

北区ＪＲ大阪駅・阪急梅田駅周辺地域

天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域

# 新たな路上喫煙禁止地区指定に向けて

長堀、心斎橋、南船場エリアの「長堀通り」では、地元自治会（芦池連合、渥美連合、大宝連合、御津連合）や地元団体（御堂筋・長堀２１世紀の会等）が３５年にわたり定期的に清掃活動を行っておられます。

上記地元自治会や地元団体から、令和元年９月に喫煙者のさらなるマナーの向上及びまちのさらなるイメージアップを図るため「長堀通り」を路上喫煙禁止地区に指定する要望がありました。

地元の活動や要望をふまえ、今後、「長堀通り」の禁止地区指定に向け取り組んでいきます。

⟺ 長堀通り　● 喫煙所

（東側）長堀橋交差点西詰め
（西側）四ツ橋高速道路下

# 禁止地区指定に向けての今後の進め方

- 「大阪市路上喫煙対策委員会」への諮問　→　答申
- パブリック コメント の実施　意見の集約
- 禁止地区の正式決定　　告示
- 広報活動 / 禁止地区の標示物等設置
- 指定スタート　(令和3年2月頃予定)